人権施策推進指針改定に当たって

1

人権施策推進指針策定の趣旨

すべての人は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、世界人権宣言第2条や日本国憲法第14条に示されているように、不当な差別を受けることなく、個人として最大限尊重されなければなりません。

人権を考えるに当たっては、個人の尊重を基本に据えることが不可欠です。

一方、人は、一人では生きていくことはできず、他の人と関わりあいながら、社会生活を営まなければなりません。すべての人に人権を保障するためには、それぞれの人権を互いに尊重しあう必要があります。すなわち、多様な人々が互いの存在を認めあいながら、ともに支えあって生きるという共生社会の実現が、すべての人の人権を保障することになります。

国際的には、国際連合(以下「国連」という。)を中心として、民族、宗教、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、さまざまな視点から人権に関する課題解決の努力が積み重ねられていますが、いまだ克服すべき多くの課題が残されています。

また、日本では、戦後、基本的人権の尊重をうたう憲法の下、さまざまな人権施策が展開されてきましたが、依然として多くの人権侵害や差別が存在しています。

本市では、すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため、一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権課題をなくすよう、人権施策の推進を目的として、2005年(平成17年)5月、人権関係課長等で構成する庁内組織「藤沢市人権事務事業推進連絡会」を立ち上げました。

翌年の2006年(平成18年)4月には、人権指針の策定を目的として、人権に関する各専門分野の代表者及び市民公募委員で組織する「ふじさわ人権懇話会」を設置し、この中で協議を重ね、2007年(平成19年)2月に「藤沢市人権施策推進指針」(以下「人権指針」という。)を策定しました。

この人権指針は、職員に向けたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念、現状と課題、及び今後、取り組むべき方向性を示したものです。

あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向けて、各種施策を推進するに当たり、 人権尊重の視点から何を大切にして、進めたらよいかを明らかにしています。

人権指針を基に、個別の計画を策定又は改定する際には、人権尊重の視点を取り入れた計画とし、常に検証を行い、人権に関する諸施策を総合的に推進します。

また、本市の行政の一翼又は補完的役割を担っている出資団体や本市施設を運営する指定管理者にも、人権指針に基づく取組を推進するよう要請し、連携して取組を図ります。

2

人権施策推進指針改定の趣旨と背景

本市では、人権指針に基づき、あらゆる施策について、人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権行政を進めてきました。

しかしながら、通信技術の高度化や就労構造など社会情勢の変化等による新たな課題も生じています。

例として、インターネット上における差別情報の書き込み等による人権侵害や、人種や民族、国籍など、特定の属性を有する人々に対して、差別や暴力行為をあおる言動、いわゆるヘイトスピーチ(差別扇動表現)の課題、経済的に困っている家庭の子どもが、十分な教育を受けられない等の理由から、安定した職に就きづらいなど、「貧困の連鎖」といった課題などが挙げられます。

2007年(平成19年)2月の「藤沢市人権施策推進指針」策定後、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」が制定されるなど、本市としても、新たな人権に関する法令等への対応や整合性を図る必要が生じています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオリンピックの セーリング競技が本市で開催されることが決定したことにより、世界中の国々から多 くの来場者が見込まれることからも、あらゆる人が互いに認めあう共生社会の実現に 向け、より一層の取組が求められます。

この度、このような社会情勢等の変化や新たな課題に対応するため、現行の人権指針を改定し、更なる人権施策の推進を図るものです。

また、社会情勢の変化等に対応するため、今後は、概ね 5 年ごとに見直しを行い、 改定することとします。

人権指針の改定に当たっては、その都度、「第 1 回藤沢市人権に関する市民意識調査」(以下「第 1 回人権市民意識調査」という。)」と同等の調査を行い、市民の人権意識やニーズ等を的確に捉えた上で、行うこととします。



人権施策推進指針改定に当たっての視点

人権指針の改定に当たっては、改定を見据え市民の人権意識やニーズ等を把握するため 2014 年度(平成 26 年度)に実施した「第1回人権市民意識調査」の実施結果を踏まえて、2007 年(平成 19 年)2 月に策定した「藤沢市人権施策推進指針」を基本として、次の視点により検討を加えました。

【改定に当たっての主なポイント】

■ 喫緊の人権課題への対応

第1回人権市民意識調査において、一番関心の高かった「障がいのある人」の課題として、「障害者差別解消法」に伴う取組や、「子ども」の人権に関する課題として、関心があるとの回答が7割を超えた「いじめ」といった喫緊の人権課題に対応する。

■ 新たな人権課題への対応

SNSなどインターネット上における人権侵害など、新たな人権課題に対応する。

■ 理解が進んでいない人権課題への対応

外国人やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)、HIV感染者など、 社会的な支援や、社会の中における理解が進んでいない分野等に関する人権 課題に対応する。



4

人権に関する社会情勢と本市の取組

■ 世界の動き

20世紀に入ってからの2度にわたる世界大戦により、人類は、かつてない世界的規模での人権の抑圧や侵害を体験しました。その反省から、1945年(昭和20年)に、国際連合憲章に基づいて設立された国連では、人権及び基本的自由を尊重することをその目的の1つに位置付けています。

また、1948 年(昭和23年)の国連総会において、人権についてすべての国家と人類が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言を法的実効性のあるものとするため、1966 年(昭和41年)には、「国際人権規約」が採択されました。この「国際人権規約」は、以後に締結される数々の人権保障に関する条約の国際的基準とされています。

しかしながら、その後も地球上には、数々の民族紛争をはじめ、さまざまな人権課題があとを絶たず、国連では、世界各国が、人権という普遍的文化、の普及をめざし、そのための教育啓発活動に取り組むよう、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までを「人権教育のための国連10年」と定めました。

この 10 年の経過後、2005 年(平成 17 年)に採択された「人権教育のための世界計画」により、人権教育の取組が図られています。

2006年(平成18年)には、それまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国連人権理事会」が新設され、日本も47理事国の一員に選任されています。

■ 国内の動き

日本では、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」[1947 年(昭和 22 年)施行]において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(第 11 条)として、はじめて基本的人権の尊重がうたわれました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重に関して、「平等権」、「自由権」、「社会権」、「国務請求権」、「参政権」と、大きく分けて5つの権利について規定しています。このような、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸条約の批准、人権に関する法令や諸制度の整備など諸施策が講じられています。

特に近年は、女性、子ども、障がいのある人をはじめ、さまざまな人の人権が尊重されるよう、国内での法制度の整備や施策が進められています。

また、人権教育・人権啓発という観点から「人権教育のための国連 10 年」を受けて、1997年(平成 9 年)に国内行動計画が策定され、さらに、2000年(平成 12 年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公



共団体及び国民の責務などが具体的に定められました。

2007年(平成19年)2月の人権指針策定以降、「障害者虐待防止法」[2011年(平成23年)制定]、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」[以上、すべて2013年(平成25年)制定]といった人権に関する法律が新たに制定されるなど、人権に関する法整備が進んでいます。

■ 藤沢市の取組

本市では、基本的人権を尊重した市政を遂行するため、これまで、さまざまな人権施策を推進してきました。

「藤沢市市政運営の総合指針 2016」では、長期的な視点に立った8つの基本目標の1つに「市民自治・地域づくりを進める」を位置付け、一人ひとりの人権を尊重し、男女が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟をめざし、さまざまな人権施策に取り組んでいます。

各分野での個別計画として、「ふじさわ男女共同参画プラン」、「藤沢市地域福祉計画」などを策定するとともに、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定し2015年(平成27年)4月に施行しました。これら条例や個別計画の中で、人権尊重の理念や権利擁護、差別の解消、いじめ及び虐待の防止といった各種施策を盛り込んでいます。

また、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現することや、支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制の確立などを基本理念とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。

